

令和6年第3回教育委員会会議録

日時：令和6年3月18日（月）

午前10時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委	員	西	口	晶	子
	委	員	富	田	昌	平
	委	員	田	村		学
	委	員	山	口	友	美

出席者	教育長	森	昌	彦
	教育次長	小	宮	伸
	学校教育・人権教育担当理事	伊	藤	雅
	教育事務調整担当参事（兼）			子
	教育事務所調整担当参事・教育総務課長	家	城	寛
	給食担当参事	木	崎	彰
	教育推進担当参事（兼）学校教育課長	松	本	幸
	青少年・公民館事業担当参事（兼）			也
	生涯学習課公民館事業副参事	松	永	正
	教育総務課教育財産管理担当副参事（兼）			春
	施設担当副参事	水	谷	隆
	教育総務課給食担当副参事	大	西	康
	学校教育課幼児教育課程担当副参事	村	木	美智子
	教育研究支援課長	堀	内	晋
	教育研究支援課教育研究・			三
	人権教育課長	鈴	木	武
				史

教育長 令和6年第3回教育委員会を開催します。本日の傍聴はございません。それでは、議案の概要説明をお願いします。

教育次長 本日の議案の概要でございますが、議案第7号 津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について、議案第8号 就学等に関する規則の一部の改正について、議案第9号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について、議案第10号 令和6年度学校運営協議会委員の任命について、議案第11号 津市教育委員会公印規則の一部の改正について、議案第12号 令和5年度津市一般会計補正予算（第14号）＜教委所管分＞について、承認第1号 令和6年度教育方針の訂正についての7件の議案について、御審議をお願いします。

詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明いたしますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第7号から第12号及び承認第1号の7件です。

このうち、議案第10号及び議案第12号の2件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第2号及び第4号の規定に該当するため、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 それでは、議案第10号及び議案第12号の2件につきましては、非公開と決定します。

議案第7号 津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について

議案第7号 公開で開催

議案第7号 原案可決

議案第8号 就学等に関する規則の一部の改正について

議案第8号 公開で開催

議案第8号 原案可決

議案第9号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について

議案第 9 号 公開で開催

議案第 9 号 原案可決

議案第 10 号 令和 6 年度津市学校運営協議会委員の任命について

議案第 10 号 非公開で開催

議案第 10 号 原案可決

議案第 11 号 津市教育委員会公印規則の一部の改正について

議案第 11 号 公開で開催

議案第 11 号 原案可決

議案第 12 号 令和 5 年度津市一般会計補正予算（第 14 号）＜教委所管分＞に
ついて

議案第 12 号 非公開で開催

議案第 12 号 原案可決

承認第 1 号 令和 6 年度教育方針の訂正について

承認第 1 号 公開で開催

承認第 1 号 承認

教育長 それでは、はじめに「公開事案」の議事に入ります。議案第7号 津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長。

学校教育課長 議案第7号 津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について、説明させていただきます。1ページ目が改正理由、次のページが改正文で、その次が新旧対照表となっております。改正理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、本市におきましても、令和3年度より11の共同学校事務室を設置しまして、事務職員が主体的・積極的に学校経営に参画していくよう指導しております。年々、学校経営における事務職員の役割に期待も高まっております。今後は、より今日的課題に対応できる学校事務の内容や、事務職員の職位に応じた役割、領域等を見直す必要があることから、所要の改正を行おうとするものです。改正内容としましては、事務職員の職位で果たす役割を明確にすることで、事務職員がより連携、協働しながら、学校事務の高度化、事務処理の効率化を目指してまいりたいと考えております。施行期日は令和6年4月1日です。以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長 説明は以上でございます。御質問等がございますか。

富田委員。

富田委員 少し教えていただきたいのですが、共同学校事務室って何が共同になるのでしょうか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 事務室というものを設けております事務処理を行う学校が、一堂に会して集まっている部屋、それが共同に作業されるということになっております。

富田委員 学校を超えた共同ですか。

学校教育課長 はい。

教育長 中学校区ですね。

田村委員。

田村委員 先ほど11と伺ったのがそういう意味なのでしょうか。

学校教育課長 そうですね。小学校、中学校それぞれ集まつのグループが11
ございます。中学校区限定ではないのですが、地域が中心になります。

教育長 中学校区だと20あるけど、なぜ11なのか。

学校教育課長 中地域の中にも橋北校区と東橋内校区が混ざっているという
ことがありますので、旧津市は大変学校規模も大きいので、それが分かれてい
るのが合わせて11ということになります。

教育長 西口委員。

西口委員 事務職員というのは普通学校に1人で、新採の方が入られると学校
の事務が円滑に進まないということが今までに多々ありました。これで、共同事
務を一緒にしてくださっている方が助けてくださるというようなところが、こ
の共同学校事務室のよいところかなと思っています。ですから、これがだんだん
法的にも整備されて、例えば総括主幹はこういうことをする、主幹はこうする、
主査はこうするというのを明らかにしてもらおうということは、今後ますます
事務職員の学校での役割がすごく増えていきますし、また教員はこういうとこ
ろが結構弱いので、助けてほしいことばかりですので、これによって学校がうま
く円滑に動いていってくれることを多いに期待しています。

教育長 ありがとうございます。

田村委員。

田村委員 共同学校事務室の職員というものは、そこに専任でいるわけではな
くて、各学校に属しておられる方が1つのグループとして定期的に集まって、一
緒に事務処理をしたり、いろいろ協議をしたり、情報交換をしたりする、1つの
場というイメージでよろしいでしょうか。

学校教育課長 そうです。

田村委員 そうすると、美里ですとそもそも1つのような気がするのですが。

学校教育課長 美里と芸濃を合わせて1つのグループにしています。

田村委員 やはりそうですよね。1人きりで悩まないように相談できる場を、ということですね。分かりました。

教育長 根本的なことを聞いていいですか。地教行法が変わって、事務職員は例えば学校で校長先生から言われたことを処理するというような役割から、どちらかというと主体的に処理をするような形に考え方が変わったと思うのです。それが変わったのは数年前ですよね。このタイミングでこれを規定する理由は何ですか。

学校教育課長。

学校教育課長 令和5年の6月に、県から公立小中学校事務職員の標準的職務の改正という通知がございましたので、これまでそういった規定を改正することがございましたが、改めて職位を明確にするという意味で来年度に向けての改正という形になっています。

教育長 よろしいでしょうか。それでは議案第7号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第7号については原案どおり承認をいたします。それでは、議案第8号 就学等に関する規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 議案第8号 就学等に関する規則の一部の改正について、説明させていただきます。1ページ目が改正文で、以降は新旧対照表と現在の「就学等に関する規則」となっております。改正理由としましては、学区一覧表について実態に即した内容とするための改正、その他所要の改正を行おうとするものです。改正内容としましては、船頭町津興について、現行の修成小学校学区から、その一部を育生小学校学区に、また、修成町及び野崎垣内岩田については、現行の橋南中学校学区から、その一部を西橋内中学校学区に改めようとするものです。また、その他の改正としまして、令和3年4月1日施行「津市教育委員会規則で定める申請書等への押印の特例に関する規則」により教育長が定めた申請

書等について、書式を改めようとするものです。施行期日は、交付日です。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長 説明は以上でございます。御質問等はございませんか。

田村委員。

田村委員 今の説明で「実態に合わせるために」と言われたと思うのですが、そうすると今現在も校区外から通っておられる児童、生徒が、むしろそちらの校区に属させる方が実態に合っているという意味なのでしょうか。

教育長 学校教育課長。

学校教育課長 そういうことではなく、実際に細かな学区が線引きされておりました、その中で実際に詳細に調べたところ、実は実態に則してなかったという、記述の部分での訂正ということですので、そういったことではございません。

田村委員 なるほどですね。

教育長 よろしいですか。これは、どうしてここに気づいたのですか。

学校教育課長。

学校教育課長 12月に通学区域審議会が行われまして、保護者の方からの問い合わせ等があつて正式に確認したところ、その一部が抜けていた、実際には実態と違った表記されていた、ということで気づいた部分が2か所ございました。

教育長 はい。よろしいでしょうか。それでは議案第8号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第8号については原案どおり承認をいたします。それでは、議案第9号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

幼児教育課程担当副参事。

幼児教育課程担当副参事 議案第9号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について、説明させていただきます。1ページ目が改正文で、

もう1枚めくっていただきますと、新旧対照表と現在の公印規則そして幼稚園規則となっております。改正理由としましては、津市立学校設置条例の一部改正に伴い、令和6年3月31日をもって津市立白塚幼稚園を廃止することから、所要の改正を行おうとするものです。改正内容としましては、津市教育委員会公印規則については、幼稚園印、及び幼稚園長印の数を、現行の21から20に改めようとするもので、津市立幼稚園規則については、津市立白塚幼稚園の項を削除しようとするものです。施行期日は令和6年4月1日です。以上で説明を終わります。審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長 説明は以上でございます。御質問等はございませんか。よろしいでしょうか。それでは議案第9号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第9号については原案どおり承認をいたします。次に、議案第11号 津市教育委員会公印規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

公民館事業担当副参事。

公民館事業担当副参事 議案第11号 津市教育委員会公印規程の一部の改正について、御説明させていただきます。資料の2枚目が改正文で、3枚目が新旧対象表、それ以降が現在の公印規則となっております。改正理由としましては、津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正に伴い、令和6年3月31日をもって、津市長野公民館及び津市辰水公民館の2館を廃止するため、所要の改正を行おうとするものです。改正内容としましては、公民館長印の数を原稿の51から49に改めるものです。施行期日は、令和6年4月1日です。以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長 説明は以上でございます。御質問等はございませんか。

よろしいですか。それでは議案第11号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第11号については原案どおり承認を

いたします。次に、承認第1号 令和6年度教育方針の訂正について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長。

教育総務課長 承認第1号 令和6年度教育方針の訂正について、御説明申し上げます。承認第1号 令和6年度 教育方針の訂正につきましては、去る2月14日に開催されました、令和6年第1回津市教育委員会において御承認いただきました教育方針について訂正を行ったもので、緊急やむを得なかったため、津市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和6年3月5日に、教育長の臨時代理による訂正をしましたので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会の会議において報告し、その承認をお願いするものでございます。訂正の内容といたしましては、教育方針の7ページ目、こちらは部活動に係る取組についての記述でございますが、「地域の指導者を積極的に活用した指導」を「地域の指導者に御協力いただいた指導」と訂正したものでございます。訂正に至った経過について御説明させていただきますと、令和6年2月21日の津市議会3月定例会の開会日に、教育長から教育方針を述べていただいたところでございますが、3月4日の本会議におきまして、倉田議員から教育方針に係る質問をいただきました。その中で、議員から、部活動に係る取組については、「地域の指導者を積極的に『活用』」との表現を用いている中で、そのすぐ下に書かれている教員不足の課題については、「教員という職業を選択し、その道に進んでいただけるよう」という敬語を用いているのはどうかとの指摘に対し、教育長から「地域の指導者に『御協力』いただいた指導」と訂正する旨の答弁がされました。教育方針につきましては、教育委員会の議決事項とされておりますことから、訂正には、教育委員会を招集して、御承認をいただく手続が必要となりますが、緊急やむを得なかったことから、3月5日に、教育長において、臨時代理による訂正を行い、同日付けで、教育長名で議会に対し、訂正表の送付を行ったところでございます。なお、各学校・園などに対しましても、3月5日に訂正後の教育方針をメールにて送付するとともに、ホームページにつきましても、3月6日の朝、修正を行いました。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長 説明は以上でございます。御質問等はございませんか。

自分から少し補足をします。そもそもその議員が質問された根底には、特に自分の地域の中で学校と地域がそれほど繋がっていないのではないかと、もっと地域に入ってこないとかあかんと違うかというのがあります。なので、地域の人たちに対して、どう見ても下に見ているではないかという言われっぷりでした。「教

員という職業を選択し、その道に進んでいただけるよう」とある一方で、この「積極的に活用した」というのはどうなのかという中で、そこは去年も一昨年もずっとこの表現だったので、このままでいくと、きっぱりと言う選択肢もあったのかかもしれません。ただ、「地域とともに」とずっと言っている中で、何か「協力をいただく」というのが根本的な考え方であるというのであれば、特にそこにこだわることはないかなと自分は判断をしたので、訂正を言いました。その結果、担当とかいろいろな所に事務処理の関係で御迷惑をかけたということがすごく申し訳ないと思っていますが、なかなか難しいなと思います。考え方はいろいろだと思うので何が正解か分かりませんが、自分としてはこだわるところではないと判断して、訂正をしました。以上です。

よろしいですか、コメントを頂けますでしょうか。

田村委員 教育長が言われるように、これじゃないといけないというふうなものでもないし、私はそういう視点もあるよなというふうには思いました。大綱の議論をしてきたときに、学校、地域という並列で、チーム学校のところでそういう議論もあったかと思いますが、そのようなことを言いながら、ここの部分の表現には言われる側の立場の目線というのが、少し自分でも欠けていたかなと思ったところです。頑張って対応していただいた方、ありがとうございました。

西口委員 私も同意見で、これから私たちが地域に臨むスタンスとして、やはり根底にこういう視点を持っていないといけないということを改めて教えられたなと思います。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは承認第1号について、承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、承認第1号については承認をいたします。

教育長 それでは、「非公開事案」の審議に入りたいと思います。議案第10号 令和6年度津市学校運営協議会委員の任命について、事務局から説明をお願いします。

教育研究支援課長。

【非公開】

教育研究支援課長

各委員 説明

教育研究支援課長

教育長 それでは議案第10号につきましては、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第10号については原案どおり承認をいたします。次に、議案第12号 令和5年度津市一般会計補正予算（第14号）＜教委所管分＞について、事務局から説明をお願いします。

施設担当副参事。

施設担当副参事 議案第12号 令和5年度津市一般会計補正予算（第14号）＜教育委員会所管分＞につきまして、御説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、来年度予算（令和6年度予算）で実施予定の、小学校3校及び中学校2校の長寿命化改修事業に関しまして、国の令和5年度補正予算（第1号）に係る補助金交付決定を受けましたことから、事業費を計上するものです。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10億462万4千円を追加し、歳入歳出の総額を99億1,513万2千円としようとするものでございます。それでは順に御説明申し上げます。第10款 教育費 第2項 小学校費 第1目 学校管理費は、6億16万5千円の増額計上で、学校施設維持補修事業 6億16万5千円の増額は、国の令和5年度補正予算に係る交付決定を受けました、来年度実施予定の育生小学校、片田小学校、明合小学校の長寿命化改修事業に係る工事請負費などの増でございます。第3項 中学校費 第1目 学校管理費は、4億445万9千円の増額計上で、学校施設維持補修事業 4億445万9千円の増額は、こちらも、国の令和5年度補正予算に係る交付決定を受けました、来年度実施予定の橋北中学校、白山中学校の長寿命化改修事業に係る工事請負費などの増でございます。以上で説明を終わります。御審査のほ

ど、よろしくお願い申し上げます。

教育長 説明は以上でございます。御質問等はございませんか。

西口委員。

西口委員 令和6年度に予定していたものが、こうやって前倒しでできてくるということは、今後もその可能性も無きにしも非ずだと思いますけれども、できるだけスピードを上げてたくさんの方が長寿命化して、学校の子どもたちが安全に暮らせるようにということで、これからもよろしくお願いします。

施設担当副参事 ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。それでは議案第12号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第12号については原案どおり承認をいたします。

教育長 以上で本日の案件は、全て終了しました。その他で、何かございますか。
よろしいですか。それでは第3回教育委員会を閉会します。

一同 ありがとうございました。